

廃 対 第 2 7 4 2 号
平成27年12月17日

石川県医療機器協会
会長 半田 隆彦 様

石川県環境部廃棄物対策課長
(公 印 省 略)

廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について

日頃より、本県廃棄物行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
今般、別添のとおり環境省から「廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定」
について通知がありましたのでお知らせします。
貴職におかれましては、関係者各位にご周知いただきますようお願いいたします。

(事務担当)
石川県環境部廃棄物対策課
指導グループ
TEL : 076-225-1474
FAX : 076-225-1473

事務連絡

平成 27 年 12 月 3 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定について

平素から、産業廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 2 月の「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則等の一部を改正することとし、パブリックコメントの実施（実施期間：平成 27 年 9 月 14 日～10 月 13 日）を経て、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が 11 月 6 日に閣議決定され、同月 11 日に公布されました。現在、施行規則等を改正する省令等の公布に向けた作業を行っているところであり、本年中の公布を予定しております。

閣議決定のお知らせ及びパブリックコメント結果の掲載ページ：

<http://www.env.go.jp/press/101621.html>

今般の改正では、廃水銀等（特定の廃水銀及び廃水銀化合物）及びその処理物（詳細は別紙参照。）を特別管理産業廃棄物として新たに指定しています。廃水銀等の特別管理産業廃棄物への指定並びにその収集運搬基準及び保管基準については、水俣条約の発効日又は平成 28 年 4 月 1 日のいずれか早い日を施行日としています。施行日以降、当該廃水銀等の収集運搬を業として行おうとする事業者は、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けなければならない、また、当該廃水銀等を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

よって、現在廃水銀等を収集運搬する事業者が貴管内に存在する場合、施行日までに特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可等に係る新たな対応が必要となると考えられます。貴部局においては、廃水銀等の適正処理を円滑に進める観点から、廃水銀等の排出状況の把握、事業者への周知、業許可申請への対応等、必要な準備を進めていただきますようお願い申し上げます。なお、施行規則等を改正する省令等の公布後に、貴部局に対し施行通知を改めて発出する予定です。



【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室
渡辺、齋藤、葛本（くずもと）
電話：03-5501-3157
E-mail：hairi-tekisei@env.go.jp

新たに特別管理産業廃棄物に指定される廃水銀等

○廃棄物処理法施行令第2条の4第5号ニ

廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物であつて、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして環境省令で定めるもの（*1）をいう。以下同じ。）及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（*2）に適合しないものに限る。）

（*1）環境省令で以下のとおり定める予定です。

①以下の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。）

- 一 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- 二 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 三 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 四 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品を除く。）を有する施設
- 五 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 六 大学及びその附属試験研究機関
- 七 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

（*2）環境省令で以下のとおり定める予定です。

水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであることとする。

廃水銀等の収集運搬基準及び保管基準について

○収集運搬基準及び保管基準（令第3条、第4条の2、第6条及び第6条の5関係）

収集運搬については、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、以下のとおり施行令で定めており、環境省令で下線部のとおり定める予定です。

- ・ 運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること
- ・ 運搬容器は、密閉できることその他の環境省令で定める構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること

積替え又は保管及び排出現場における保管については、廃棄物の飛散流出防止等の特別管理産業廃棄物に係る一般的な収集運搬基準に加え、環境省令で下線部のとおり定める予定です。

- ・ 容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること
- ・ 高温にさらされないために必要な措置を講ずること
- ・ 腐食の防止のために必要な措置を講ずること